

令和4年1月28日

各 県 立 学 校 長 様

豊かな心と身体育成課長
教 職 員 課 長

積極的疫学調査の重点化に伴う学校における対応について（通知）

このことについて、本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、保健所業務の見直しを行い、積極的疫学調査の重点化を図ることになりました。

ついては、令和3年8月27日付け豊かな心と身体育成課長通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（以下「当該通知」という。）で示された学校における保健所業務への協力について、今後は次のとおり取り扱うこととします。

保健所の業務	これまでの対応	今後の対応
濃厚接触者の特定に必要な情報収集（調査）	・学校が必要な情報を収集し、接触者のリストを作成し、保健所へ提供。	・学校が必要な情報を収集し、接触者 ^(注1) のリストを作成し、 <u>その中に濃厚接触者の候補^(注2)がいる場合は、当該候補者のみのリストを保健所へ提供。</u> ・ <u>候補者の判断が困難な場合、適宜、保健所に相談。</u>
濃厚接触者の特定	・保健所が濃厚接触者を特定。	・保健所が濃厚接触者を特定。
濃厚接触者等への検査の実施	・保健所は、 <u>濃厚接触者等に検査を実施。</u>	・保健所は、 <u>原則、濃厚接触者等に検査を実施しない。</u> ^(注3)
濃厚接触者へ外出自粛等の依頼	・学校は、濃厚接触者として特定された児童生徒等の出席停止措置及び教職員の特別休暇26号の承認。 ・ <u>保健所は、濃厚接触者に外出自粛と発症時の受診を依頼。</u>	・学校は、濃厚接触者として特定された児童生徒等の出席停止措置及び教職員の特別休暇第26号の承認。 ・ <u>学校は、提出したリストに基づいて特定された濃厚接触者に対して、保健所からの外出自粛と発症時の受診依頼を連絡。</u>

（注1）接触者の考え方

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

当該通知の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」から抜粋

(注2) 濃厚接触者の候補

感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下のいずれかに該当する児童生徒等及び教職員とする。

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
 - ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
 - ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
 - ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
- ※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

当該通知の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」から抜粋

(注3) 保健所が検査を実施しないことに伴う接触者への対応

接触者となった教職員については、令和2年4月3日付け教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務の実施について」に基づいて、在宅勤務を命じることとしていますが、その終期については、PCR検査の結果が陰性であることなど、原因の解消を校長が確認した日までとしているところです。

今後は、この度の対応変更に伴い、保健所によるPCR検査が実施されない等、陰性の確認が困難な場合においては、当面の間、在宅勤務の期間について、感染者と最後に接触した日の翌日から起算し5日程度として運用してください。

接触者となった児童生徒等については、学校保健安全法第19条に基づき、校長は出席を停止することができますが、今後は、この度の対応変更に伴い、保健所によるPCR検査が実施されない等、陰性の確認が困難な場合においては、当面の間、出席停止の期間について、感染者と最後に接触した日の翌日から起算し5日程度として運用してください。

担当 健康教育係（幼児児童生徒に関すること）

電話 (082)513-5036（ダイヤルイン）

（担当者 河野）

担当 県立学校人事係（教職員に関すること）

電話 (082)513-4922（ダイヤルイン）

（担当者 齋木）

(参考) 積極的疫学調査の重点化に伴う学校対応の概要

